

市長の専決処分の指定について第2項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	被害者	事件の概要
1	教育委員会	27.6.22	円 3,700,000	高津区在住者	平成24年7月19日、青少年の家の園庭で、市立学校の校外学習中、被害者が花火をしていたところ、花火の火によって当該被害者の衣服の一部が燃え、負傷したもの